

議案第44号

港区特別区税条例等の一部を改正する条例について

地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）等の施行に伴い、港区特別区税条例（昭和39年港区条例第55号）及び港区特別区税条例の一部を改正する条例（令和3年港区条例第17号）を改正します。

1 改正内容

（1）区民税に係る上場株式等の配当所得等における課税方式の統一（第1条関係）

区民税に係る上場株式等の配当所得等の課税方式について、公平性の観点から所得税法で定める所得税の課税方式に合わせます。

（2）給与所得者の扶養親族申告書の規定の整備（第1条関係）

ア 給与所得者の扶養親族申告書に記載する事項として、退職手当等を有する一定の配偶者の氏名を追加します。

イ 扶養親族申告書の名称を扶養親族等申告書に変更します。

（3）公的年金等受給者の扶養親族申告書の規定の整備（第1条関係）

ア 一定の配偶者及び16歳超の扶養親族（退職手当等を有する者に限る）がいる者について、公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出義務を追加します。

イ 公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載する事項として、退職手当等を有する一定の配偶者の氏名を追加します。

ウ 扶養親族申告書の名称を扶養親族等申告書に変更します。

(4) 住民税の住宅借入金等特別税額控除の特例措置の延長（第1条関係）

所得税の住宅ローン控除の適用期間が令和7年12月31日まで4年間延長されたことに伴い、当該措置を適用した際に、所得税額から控除しきれなかった額を住民税額から控除する期間についても延長します。

	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)	R14 (2032)	R15 (2033)	R16 (2034)	R17 (2035)	R18 (2036)	R19 (2037)	R20 (2038)	
改正案																					
経済対策として 特例措置の期間 を延長																					
コロナの影響に より令和2年中 に入居ができな かった人に対する 適用の弾力化 (コロナ特例)																					
消費税率の10% への引き上げ時 に、景気の落ち 込み対策として 上乗せした措置																					
消費税率の8%へ の引き上げ時 に、景気の落ち 込み対策として 拡充した措置																					

※所得税で控除しきれなかった場合は、上図の矢印で示された年度分の住民税から控除されます。なお、所得税は入居年の税額から控除が始まります。

(5) その他規定の整備（第1条及び第2条関係）

公的年金等受給者の区民税申告義務に係る規定、その他の規定を整備します。

2 施行期日

- (1) 1 (1) 令和6年1月1日
- (2) 1 (2) ~ (4) 令和5年1月1日
- (3) 1 (5) 公布の日、令和5年1月1日及び令和6年1月1日

港区特別区税条例等の一部を改正する条例の概要

第1条関係（港区特別区税条例の一部改正）

改正項目	改正内容	改正条項	施行期日
1 所得割の課税標準	総合課税又は分離課税を、確定申告書の記載によってのみ適用	第16条	令和6年1月1日
2 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除	総合課税又は分離課税がある場合の特別徴収税額の税額控除を、確定申告書の記載によって行う	第21条の2	令和6年1月1日
3 区民税の申告	公的年金等受給者の区民税申告義務に係る規定の整備	第22条	令和6年1月1日
4 区民税に係る給与所得者の扶養親族申告書	給与所得者の扶養親族申告書について、 ・記載事項に一定の配偶者の氏名を追加 ・扶養親族申告書の名称変更	第23条の2	令和5年1月1日
5 区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書	公的年金等受給者の扶養親族申告書について ・一定の配偶者及び16歳超の扶養親族（退職手当等を有する者に限る。）を有する者について、提出義務を追加 ・記載事項に一定の配偶者の氏名を追加 ・扶養親族申告書の名称変更	第23条の3	令和5年1月1日
6 特別徴収税額の納入の義務	引用している「地方税法施行規則」の項番号の変更	第35条の7	令和6年1月1日
7 住宅借入金等特別税額控除	適用期間の4年延長 令和3年12月31日まで → 令和7年12月31日まで	付則第3条の5の2	令和5年1月1日
8 上場株式等に係る配当所得等に係る区民税の課税の特例	申告分離課税を、所得税での適用がある場合に限り適用	付則第7条	令和6年1月1日
9 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例	引用している「租税特別措置法」の条番号の削除	付則第11条	令和5年1月1日
10 特例適用利子等及び特例適用配当等に係る区民税の課税の特例	申告方式の選択に係る規定の整備	付則第14条の2	令和6年1月1日
11 条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例	申告方式の選択に係る規定の整備	付則第14条の3	令和6年1月1日
12 新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例	引用している「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」の略称規定の削除	付則第17条	令和5年1月1日
13 新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例	住宅借入金等特別税額控除の延長に伴う規定の削除	付則第18条	令和5年1月1日

第2条関係（港区特別区税条例の一部を改正する条例の一部改正）

改正項目		改正内容	改正条項	施行期日
1	区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書	扶養親族申告書の改正に伴う規定の整備	第23条の3	公布の日
2	区民税に関する経過措置	所要の規定の整備	付則第2条第3項	公布の日

港区特別区税条例新旧対照表(第一条関係)

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第十六条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。</p> <p>2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法(昭和四十年法律第三十三号)その他の所得税に関する法令の規定による同法第二十二條第二項又は第三項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によつて算定する。ただし、同法第六十條の二から第六十條の四までの規定の例によらないものとする。</p> <p>3 法第二十三條第一項第十五号に規定する特定配当等(以下この項及び次項並びに第二十一條の二において「特定配当等」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第二十三條第一項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他地</p>	<p>(前略)</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第十六条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額および山林所得金額とする。</p> <p>2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、法又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法(昭和四十年法律第三十三号)その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第二十二條第二項又は第三項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例によつて算定する。ただし、同法第六十條の二から第六十條の四までの規定の例によらないものとする。</p> <p>3 法第二十三條第一項第十五号に規定する特定配当等(以下本項及び次項並びに第二十一條の二において「特定配当等」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p> <p>4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の特定配当等申告書(区民税の納税通知書が送達</p>

方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。）に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

5 法第二十三条第一項第十七号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項及び次項並びに第二十一条の二において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第二十三条第一項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他規則で定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。

一 第二十二条第一項の規定による申告書
二 第二十三条第一項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 法第二十三条第一項第十七号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下本項及び次項並びに第二十一条の二において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（区民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額

に係る所得の明細に関する事項その他規則で定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。

一 第二十二条第一項の規定による申告書

二 第二十三条第一項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

（中略）

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

第二十一条の二 所得割の納税義務者が、第十六条第四項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第二章第一節第五款の規定により配当割額を課された場合又は同条第六項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第六款の規定により株式

（中略）

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

第二十一条の二 所得割の納税義務者が、第十六条第四項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について法第二章第一節第五款の規定により配当割額を課された場合又は同条第六項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同

等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に五分の三を乗じて得た金額を、第十九条から前条までの規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第四十八条の九の三から第四十八条の九の六までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の都民税若しくは区民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 (略)

(中略)

(区民税の申告)

第二十二条 第十条第一号に掲げる者は、三月十五日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第三百十七条の六第一項又は第四項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与

節第六款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に五分の三を乗じて得た金額を、第十九条から前条までの規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第四十八条の九の三から第四十八条の九の六までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の都民税若しくは区民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 (略)

(中略)

(区民税の申告)

第二十二条 第十条第一号に掲げる者は、三月十五日までに、規則で定める申告書を区長に提出しなければならない。ただし、法第三百十七条の六第一項又は第四項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与

所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第四十八条の九の七に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の法第三百十四号の二第一項第十号の二に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第三百十四号の二第四項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第三百十三条第八項に規定する純損失の金額の控除、同条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第二十条の二の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）並びに第十一条第二項に規定する者（施行規則第二条の二第一項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

259 (略)

(中略)

所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額（令第四十八条の九の七に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得税法第二条第一項第三十三号の四に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。）若しくは法第三百十四号の二第四項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第三百十三条第八項に規定する純損失の金額の控除、同条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第二十条の二の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかつた者」という。）並びに第十一条第二項に規定する者（地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号。以下「施行規則」という。）第二条の二第一項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

259 (略)

(中略)

(区民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第二十三条の二 所得税法第九十四条第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

一 (略)

二 所得割の納税義務者(合計所得金額が千万円以下であるものに限る。)(の自己と生計を一にする配偶者(法第三百十三条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が百三十三万円以下であるものに限る。次条第一項において同じ。)(の氏名

三 (略)

四 (略)

255 (略)

(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第二十三条の三 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地におい

(区民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第二十三条の二 所得税法第九十四条第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

一 (略)

二 (略)

三 (略)

255 (略)

(区民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第二十三条の三 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地におい

て同項に規定する公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が九百万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第三十五条の二に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が九十五万円以下であるものに限る。）をいう。第二号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であつて、退職手当等に係る所得を有しない者を除く。）を有するもの（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

- 一 (略)
 - 二 特定配偶者の氏名
 - 三 (略)
 - 四 (略)
- 2
2
5 (略)

て同項に規定する公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有するもの（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で区内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、区長に提出しなければならない。

- 一 (略)
 - 二 (略)
 - 三 (略)
- 2
2
5 (略)

(中略)

(特別徴収税額の納入の義務)

第三十五条の七 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の十日までに、施行規則第五号の八様式又は施行規則第二条第三項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を区長に提出し、及びその納入金を納入しなければならぬ。

(中略)

付 則

(中略)

第三条の五の二 平成二十二年度から令和二十年までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合(居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から令和七年までの各年である場合に限る。)において、前条第一項

(中略)

(特別徴収税額の納入の義務)

第三十五条の七 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の十日までに、施行規則第五号の八様式又は施行規則第二条第四項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を区長に提出し、及びその納入金を納入しなければならぬ。

(中略)

付 則

(中略)

第三条の五の二 平成二十二年度から令和十五年までの各年度分の区民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合(居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から令和三年までの各年である場合に限る。)において、前条第一項

の規定の適用を受けないときは、法附則第五条の四の二第五項（同条第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第十九条及び第二十条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(中略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る区民税の課税の特例)

第七条 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第八条の四第二項に規定する「特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、区民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第一項の規定の適用を受けた場合に限り、適用する。」

の規定の適用を受けないときは、法附則第五条の四の二第五項（同条第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第十九条及び第二十条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(中略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る区民税の課税の特例)

第七条 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第八条の四第二項に規定する「特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、区民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の四月一日の属する年度分の区民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第十六条第四項に規定する特定配当等申告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、区民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第一項及び第二項並びに第十九条の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得に

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 (略)

二 第二十条から第二十一条まで、第二十一条の二第一項並びに付則第三条の三第一項、第三条の五第一項及び第三条の五の二第一項の規定の適用については、第二十条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第七条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項前段、第二十一条、第二十一条の二第一項並びに付則第三条の三第一項、第三条の五第一項及び第三条の五の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第七条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第七条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

三・四 (略)

(中略)

ついて、前項の規定は、適用しない。

一 第十六条第四項ただし書の規定の適用がある場合

二 第十六条第四項第一号に掲げる申告書及び同項第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるとき。

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 (略)

二 第二十条から第二十一条まで、第二十一条の二第一項、付則第三条の三第一項、付則第三条の五第一項及び付則第三条の五の二第一項の規定の適用については、第二十条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第七条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項前段、第二十一条、第二十一条の二第一項、付則第三条の三第一項、付則第三条の五第一項及び付則第三条の五の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第七条第一項の規定による区民税の所得割の額」と、第二十条の二第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第七条第一項の規定による区民税の所得割の額の合計額」とする。

三・四 (略)

(中略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第十一条 (略)

2 (略)

3 第一項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第三十三条から第三十三条の四まで、第三十四条から第三十五条の三まで、第三十六条の二、第三十六条の五、第三十七条、第三十七条の四から第三十七条の六まで又は第三十七条の八の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(中略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る区民税の課税の特例)

第十四条の二 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第二十三条第一項に規定する確定申告書に前項後段の規

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)

第十一条 (略)

2 (略)

3 第一項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第三十三条から第三十三条の四まで、第三十四条から第三十五条の三まで、第三十六条の二、第三十六条の五、第三十七条、第三十七条の四から第三十七条の六まで、第三十七条の八又は第三十七条の九の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(中略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る区民税の課税の特例)

第十四条の二 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の特例適用配当等申告書(区民税の納税

定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例)
第十四条の三 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第二十三条第一項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。
以下この項において同じ。()に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。)()に限り、適用する。ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。

一 第二十二條第一項の規定による申告書

二 第二十三條第一項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る区民税の課税の特例)
第十四条の三 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の条約適用配当等申告書(区民税の納税通知書が送達される時まで提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)()に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。)

5 (略)

6 租税条約等実施特例法第三条の二の二第一項の規定の適用がある場合(第三項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第二十一条の二の規定の適用については、同条第一項中「又は同条第六項」とあるのは「若しくは付則第十四条の三第三項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年分の所得税に係る同条第四項に規定する確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第三条の二の二第一項の規定及び法第二章第一節第五款の規定により配当割額を課されたとき、又は第

5 (略)

6 租税条約等実施特例法第三条の二の二第一項の規定の適用がある場合(第三項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第二十一条の二の規定の適用については、同条第一項中「又は同条第六項」とあるのは「若しくは付則第十四条の三第三項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の同条第四項に規定する条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると区長が認めるときを含む。)であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号。に限り、適用する。ただし、第一号に掲げる申告書及び第二号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると区長が認めるときは、この限りでない。

一 第二十二條第一項の規定による申告書

二 第二十三條第一項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

十六条第六項」と、同条第三項中「法第三十七条の四」とあるのは「租税条約等実施特例法第三条の二の二第九項の規定により読み替えて適用される法第三十七条の四」とする。

(中略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第十七条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）第五条第四項に規定する指定行事のうち、区長が指定するもの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第一項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第六十条第四項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第三百十四条の七第一項第三号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第二十条の二の規定を適用する。

以下「租税条約等実施特例法」という。）第三条の二の二第一項の規定及び法第二章第一節第五款の規定により配当割額を課されたとき、又は第十六条第六項」と、同条第三項中「法第三十七条の四」とあるのは「租税条約等実施特例法第三条の二の二第九項の規定により読み替えて適用される法第三十七条の四」とする。

(中略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第十七条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第五条第四項に規定する指定行事のうち、区長が指定するもの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第一項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第六十条第四項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第三百十四条の七第一項第三号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第二十条の二の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

付 則

(施行期日)

第一条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条（次号及び第三号に掲げる改正規定を除く。）及び第二条の規定 公布の日

二 第一条中港区特別区税条例第二十三条の二の見出しの改正規定、同条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に一号を加える改正規定、同条例第二十三条の三の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定及び同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に一号を加える改正規定並びに同条例付則第三条の五の二第一項、第十一条第三項及び第十七条

第十八条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六条第四項の規定の適用を受けた場合における付則第三条の五の二第一項の規定の適用については、同項中「令和十五年度」とあるのは、「令和十六年度」とする。

2| 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六条の二第一項の規定の適用を受けた場合における付則第三条の五の二第一項の規定の適用については、同項中「令和十五年度」とあるのは「令和十七年度」と、「令和三年」とあるのは「令和四年」とする。

の改正規定並びに同条例付則第十八条を削る改正規定並びに次条
第一項及び第二項の規定 令和五年一月一日

三 第一条中港区特別区税条例第十六条第四項及び第六項、第二十
一条の二第一項及び第二項、第二十二條第一項ただし書並びに第
三十五條の七の改正規定並びに同条例付則第七條第二項、第十四
條の二第四項並びに第十四條の三第四項及び第六項の改正規定並
びに次條第三項の規定 令和六年一月一日

(区民税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の港区特別区税条例(以下この項
及び次項において「新条例」という。)第二十三條の二第一項の規
定は、前條第二号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき
新條例第二十三條の二第一項に規定する給与について提出する同項
及び同條第二項に規定する申告書について適用し、同日前に支払を
受けるべき第一条の規定による改正前の港区特別区税条例(次項に
おいて「旧条例」という。)第二十三條の二第一項に規定する給与
について提出した同項及び同條第二項に規定する申告書については、
なお従前の例による。

2 新條例第二十三條の三第一項の規定は、前條第二号に掲げる規定
の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和四十年法律第三
十三号)第二百三條の六第一項に規定する公的年金等(同法第二百
三條の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公
的年金等」という。)について提出する新條例第二十三條の三第一

項に規定する申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公
的年金等について提出した旧条例第二十三条の三第一項に規定する
申告書については、なお従前の例による。

3 前条第三号に掲げる規定による改正後の港区特別区税条例の規定
中区民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の区民税につい
て適用し、令和五年度分までの区民税については、なお従前の例に
よる。

港区特別区税条例の一部を改正する条例（令和三年港区条例第十七号）新旧対照表（第二条関係）

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>第二十三条の三第一項中「扶養親族（一）の下に「年齢十六歳未満の者又は」を加え、「有しない者を除く」を「有する者に限る」に改め、同条第四項中「所得税法第二百三条の六第六項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第四十八条の九の七の三において準用する令第八条の二の二に規定する要件を満たす」に改める。</p> <p>(中略)</p> <p>付則</p> <p>(中略)</p> <p>(区民税に関する経過措置)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(前略)</p> <p>第二十三条の三第一項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢十六歳未満の者に限る」に改め、同条第四項中「所得税法第二百三条の六第六項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている」を「令第四十八条の九の七の三において準用する令第八条の二の二に規定する要件を満たす」に改める。</p> <p>(中略)</p> <p>付則</p> <p>(中略)</p> <p>(区民税に関する経過措置)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p>

3 新条例第十一条第二項、第十五条第一号及び第二十三条の三第一項並びに付則第二条の四第一項の規定は、令和六年度以後の年度分の区民税について適用し、令和五年度分までの区民税については、なお従前の例による。

(後略)

付則

(施行期日)

第一条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条（次号及び第三号に掲げる改正規定を除く。）及び第二条の規定 公布の日

二 第一条中港区特別区税条例第二十三条の二の見出しの改正規定、同条第一項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に一号を加える改正規定、同条例第二十三条の三の見出しの改正規定、同条第一項の改正規定及び同項中第二号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に一号を加える改正規定並びに同条例付則第三条の五の二第一項、第十一条第三項及び第十七条の改正規定並びに同条例付則第十八条を削る改正規定並びに次条第一項及び第二項の規定 令和五年一月一日

三 第一条中港区特別区税条例第十六条第四項及び第六項、第二十

3 新条例の規定中区民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の区民税について適用し、令和五年度分までの区民税については、なお従前の例による。

(後略)

一条の二第一項及び第二項、第二十二條第一項ただし書並びに第三十五條の七の改正規定並びに同條例付則第七條第二項、第十四條の二第四項並びに第十四條の三第四項及び第六項の改正規定並びに次條第三項の規定 令和六年一月一日

(区民税に関する経過措置)

第二條 第一條の規定による改正後の港区特別区税條例(以下この項及び次項において「新條例」という。)第二十三條の二第一項の規定は、前條第二号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき新條例第二十三條の二第一項に規定する給与について提出する同項及び同條第二項に規定する申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき第一條の規定による改正前の港区特別区税條例(次項において「旧條例」という。)第二十三條の二第一項に規定する給与について提出した同項及び同條第二項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2| 新條例第二十三條の三第一項の規定は、前條第二号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第二百三條の六第一項に規定する公的年金等(同法第二百三條の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)について提出する新條例第二十三條の三第一項に規定する申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧條例第二十三條の三第一項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3| 前条第三号に掲げる規定による改正後の港区特別区税条例の規定
中区民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の区民税につい
て適用し、令和五年度分までの区民税については、なお従前の例に
よる。